

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則 7-1240

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-98）の一部を次のように改正する。
第 8 条に次の 2 項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年北海道条例第 3 号）第 15 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「おけるへき地手当の月額」とあるのは「おける給料の月額を同日における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年北海道条例第 21 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 3 条第 2 項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 81 号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 3 条第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日における扶養手当の月額の合計額に、同日におけるへき地手当の割合（学校職員給与条例第 11 条の 2 第 3 項又は第 4 項（市町村立学校職員給与条例第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第 2 項中「おけるへき地手当の月額」とあるのは「おける給料の月額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年北海道条例第 21 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 3 条第 2 項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 81 号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 3 条第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、同日におけるへき地手当の割合（学校職員給与条例第 11 条の 2 第 3 項又は第 4 項（市町村立学校職員給与条例第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「おけるへき地手当の月額」とあるのは「おける給料の月額を同日に

目次

道人事委員会規則

○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則……………	1
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則……………	6
○平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則……………	6

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 30 日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則 7-1239

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則 7-6）の一部を次のように改正する。

別表第 5 神奈川県の項を次のように改める。

神 奈 川 県	横浜市 川崎市 相模原市
---------	--------------------

別表第 5 備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 30 日

おける北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日における扶養手当の月額合計額に、同日におけるへき手当の割合（学校職員給与条例第11条の2第3項又は第4項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定による割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

5 次の各号に掲げる職員に対する第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの 第3項中「給料及び」とあるのは「給料の月額を同日における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日における」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第3項中「給料及び」とあるのは「給料の月額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの 第3項中「給料及び」とあるのは「給料の月額を同日における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条

例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日における」とする。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1241

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7-188）の一部を次のように改正する。

別表第2行政職給料表の項中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改め、同表中学校及び小学校教育職給料表の項中「12,800円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1242

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7-357）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

- (6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「平成23年道職員改正

条例」という。)の施行の日における平成23年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成23年道職員改正条例第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)附則第8項から第10項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年北海道条例第55号。以下「平成23年警察職員改正条例」という。)の施行の日における平成23年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年警察職員改正条例第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第3条第4項第1号中「。以下「道職員勤務時間等条例」という。」を削り、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「又は第5号」を「から第6号まで」に、「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に改め、同項第2号中「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「又は第5号」を「から第6号まで」に改め、同項第3号中「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「当該数」を「同条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「又は第5号」を「から第6号まで」に改める。

第5条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年北海道条例第52号。以下「平成23年道職員改正条例」という。)の施行の日における平成23年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成23年道職員改正条例第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)附則第8項から第10項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年北海道条例第55号。以下「平成23年警察職員改正条例」という。)の施行の日における平成23年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年警察職員改正条例第2条の規定による改正後の北海

道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日を受けていた」とする。

第5条第4項第1号中「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「前項第2号又は第3号」を「前項各号」に改め、同項第2号中「(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「前項第2号又は第3号」を「前項各号」に改め、同項第3号中「道職員勤務時間等条例第2条第2項」を「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項」に、「道職員勤務時間等条例第2条第1項」を「同条例第2条第1項」に、「当該数」を「同条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「前項第2号又は第3号」を「前項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1243

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)の一部を次のように改正する。

別表第7イの表3級の欄中

90	を	89	に改める。
91		90	
92		90	
93		91	
93		91	
94		92	

66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
69	68
69	68
69	68
69	68
70	69
70	69
70	69
70	70
71	70
71	70
71	71
71	71
72	71

を

に改め、同表特2級の欄中

70
71

69
70

86
87

85
86

72	70	88	86
73	71	89	87
73	71	89	87
74	72	90	88
74	72	90	88
75	73	91	89
75	74	91	90
76	75	92	91

を

に、

を

に

改める。

別表第7ケの表2級の欄中

86	85
86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88
89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90

を

に、

を

に改める。

95
95
95
95
96

94
94
95
95
95

92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92
93	92
94	93
94	93
94	93

附 則

- この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1244

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則 7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第3条第1項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条第1項第1号から第3号までの規定中「第6号」を「第5号」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第4号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条第1項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同条第2項中「（附則第29項等職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第6条 平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1245

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員に含まれない者）

第1条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「道職員改正条例」という。）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第53号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第54号）附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第55号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第2項第1号のこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）第2条に規定する行政職給料表の道職員改正条例附則第3項第1号の表道職員給与条例第4条第1項第1号、学校職員給与条例第5条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表の項に掲げる職務の級及び号俸とする。

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第3項第1号等の給料の調整額等の月額の算定の基準となる日の特例）

第2条 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について道職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条

例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第19条第1項後段若しくは第21条第7項(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。))第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。)又は警察職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。))第22条第1項後段若しくは第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(道職員給与条例、学校職員給与条例、市町村立学校職員給与条例、警察職員給与条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。))の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の職員
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第3条第3項第1号から第3号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの
- (3) 国家公務員
- (4) 職員以外の地方公務員
- (5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者
- (6) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成23年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある者の改正条例附則第3項第1号等の月数の算定)

第3条 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)
- (2) 休職期間(法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第2条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務職員期間(育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしていた期間をいう。))又は自己啓発等休業期間(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書若しくは警察職員給与条例第15条ただし書、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第26条若しくは企業職員給与条例第16条第2項、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))若しくは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。))又は北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)第3条第1項若しくは北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第3条第1項の規定により給与を減額された期間
- (5) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文、警察職員給与条例第15条本文又は企業職員給与条例第16条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.34を乗じて得た額（以下「附則第3項第1号等基礎額」という。）に満たないもの

（道職員改正条例附則第3項第2号等に掲げる額を調整額に含めない職員）

第4条 道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

第5条 附則第3項第1号等基礎額又は道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。
